

令和3年第17回

札幌市教育委員会会議録

議案第3号から報告第1号については、非公開とすべき事由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和3年第17回教育委員会会議

1 日 時 令和3年11月17日(水) 9時30分～10時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	丹 尾 結 子
生涯学習推進課長	村 上 玄 光
学校施設担当部長	松 原 和 幸
学校施設課長	前 田 憲 一
学校教育部長	相 沢 克 明
教育推進課長	佐々木 薫
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
教職員担当部長	三戸部 文 彦
労務担当課長	立 野 靖
中央図書館長	矢 萩 英 美
運営企画課長	中 澤 優
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第 1 号 令和 3 年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について

議案第 2 号 札幌市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第 3 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第 4 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第 5 号 議会の議案についての市長への意見の申出について

報告第 1 号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和3年第17回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、中野倫仁委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第1号は、任免・賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に係る事項、議案第2号は、附属機関の委員の任免に関する事項、議案第3号から議案第5号及び報告第1号は、議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第2号、第3号及び第4号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から報告第1号は、公開しないことといたします。

議事に入ります前に、私から1件、報告がございます。

このたび、石井知子委員におかれましては、令和3年10月31日付けで教育委員会委員の任期を満了されましたが、先の令和3年第3回定例市議会におきまして、教育委員に再任されることについて議会の同意を得られ、令和3年11月1日付けで教育委員会委員に再任されたところであります。

よろしければ、石井委員から、ひとこと御挨拶をいただければと存じます。

○**石井委員** 教育委員会委員に再任されました、石井知子でございます。

より一層職務の重要性を認識し、保護者として、教育の発展、そして子どもたちの幸せを考えて、誠心誠意職責を果たしてまいりたいと思います。

どうぞ皆様、引き続きよろしくお願ひいたします。

○**檜田教育長** 石井委員、ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。私からの報告は以上であります。

議案第1号から報告第1号までは公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、御退席くださいますようお願いいたします。

〔傍聴者退席〕

以下 非公開

【議 事】

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○労務担当部長 労務担当部長の丹尾でございます。

議案第3号は、来る11月26日招集予定の令和3年第4回定例市議会に提出される札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に対し意見の申出を行うものです。

それでは、お手元の議案第3号資料中、「概要」とインデックスのついたページを御覧ください。

本改正は、令和4年4月1日に道内初の公立夜間中学として「札幌市立星友館中学校」が開校するに当たりまして、公立夜間中学に勤務する教育職員に特殊勤務手当を支給するため、特殊勤務手当のひとつとして「夜間中学勤務手当」を新設するものでございます。

支給理由についてでございますが、公立夜間中学に勤務する教育職員の業務につきましても、次の2点において特殊性が認められます。

1点目は、「多様な生徒の対応を求められること」でございます。公立夜間中学には、多様な年齢や国籍の生徒が混在することに加え、不登校経験者など、様々な事情を抱える生徒が在籍することが想定されます。

このため、公立夜間中学に勤務する教育職員は、生徒一人一人の習熟の度合いや理解の進度に応じた授業を行うなど、より柔軟な対応が求められることとなります。

2点目は、「勤務時間が夜間の時間帯に及ぶこと」でございます。公立夜間中学は、平日の夜間に授業が行われるため、公立夜間中学に勤務する教育職員の勤務時間は13時から21時30分頃までとなり、常態的に夜間の時間帯にまで勤務が及ぶことから、その身体的な負担は大きいものと想定されます。

以上2点の特殊性に鑑み、公立夜間中学に勤務する教育職員の業務に対し、特殊勤務手当として「夜間中学勤務手当」を支給することが適当であるとしております。

支給対象者につきましては、公立夜間中学に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師のうち、本務として公立夜間中学に関する業務に従事したものとしております。

ただし、正規の勤務時間が夜間に及ばない場合には、先に述べた業務の特殊性のひとつを欠くため、手当は支給しないことを想定しております。

支給額については、手当の支給の趣旨に近い「定時制通信教育手当」を基準に、他都市の例も参考にした上で、業務に従事した1日につき1,300円を超えない範囲内で教育委員会規則において定めることとしております。

なお、具体的な支給額については、お手元の「概要」(4)の表のとおり定めることを想定しております。

本条例案については、星友館中学校の開校予定日である令和4年4月1日を施行日としております。

議案第3号についての説明は以上でございます。意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。夜間中学に勤務する職員に対する特殊勤務手当についてということでございます。御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**佐藤委員** 先程の御説明で、第7条2項の「1,300円を超えない範囲で」という、その金額の根拠について触れていただきましたけれども、もう少し詳しく説明していただきたいのがひとつと、それから概要の(4)、支給額のところで、校長及び教頭が教諭より日額が低くなっているんですけども、これは一般的に考えて逆なんじゃないかなと私なんかは思うのですが、これについても少し説明していただけないでしょうか。

○**労務担当部長** はい。1,300円を超えない範囲での支給ということで、具体的には校長及び教頭が1,100円、それ以外の方が1,300円と定めさせていただく予定です。

校長、教頭の手当額がそれ以外の方の手当額よりも低額となる理由ですけれども、主旨の近い定時制通信教育手当におきまして、校長及び教頭が給与月額額の6%、それ以外の方が給与月額額の8%と定められていることがございます。

背景としては、校長及び教頭については、管理職として別途手当が支給されているということもあろうかと存じます。

また、1,300円以内という金額についてですけれども、他の自治体におきましても、夜間中学に関する業務に従事した場合の特勤手当につきましては、定時制

通信教育手当の額と概ね同水準と定めていることを確認しているところでございます。以上です。

○佐藤委員 定時制通信教育手当、というものが別に定められているということですか。

○労務担当部長 はい、そのような主旨が似たものが存在しておりますことから、夜間中学勤務手当も同水準で定めているということです。

○佐藤委員 校長及び教頭と教諭も、その6%と8%というひとつの基準に基づいて算出されたということですね。

○労務担当部長 はい。そのようにさせていただきました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○檜田教育長 定時制課程が全国的にありますので、そこの手当を参考にということで決めさせていただいたということですね。他都市も同様だということです。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして、議案第4号及び第5号についてですが、いずれも人事委員会勧告に関連する事項として、令和3年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長に対して意見を述べる案件です。

これらについてはまとめて説明、御審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号及び第5号は一括して説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○**労務担当部長** 議案第4号及び第5号につきましては、いずれも札幌市人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づく対応に関するものでございます。

こちらにつきましても、議案第3号と同様、令和3年第4回定例市議会に提出される条例案について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、本件議案を提出するものです。

それでは議案第4号から御説明いたしますので、お手元の議案第4号資料中、「概要」とインデックスのついたページを御覧ください。

議案第4号は、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、市長に対し意見の申出を行うものです。

例年、札幌市人事委員会では、人事院や北海道人事委員会等と共同で市内民間事業所の給与等の実態調査を行い、この結果に基づき、市職員の給与等に関する勧告を行っております。本年は、去る9月21日に人事委員会勧告が行われました。

勧告内容は、札幌市職員の期末手当の支給月数を再任用職員以外については0.15月分、再任用職員については0.1月分をそれぞれ引き下げるとともに、令和4年度以降の期末手当の支給月数を6月期と12月期で平準化する、という内容となっております。

本条例案は、この勧告等を考慮し、札幌市立学校教育職員の期末手当について、改定を行うものでございます。

月例給については、民間較差が極めて小さく、給料表等の適切な改定が困難であることから、改定を見送ることとなりました。

なお、国におきましては、去る8月10日に人事院勧告が行われ、期末手当の支給月数を再任用職員以外は0.15月分、再任用職員は0.1月分それぞれ引き下げ、月例給については改定を行わないとするもので、いずれも札幌市と同様の内容となっております。

次に、議案第5号について、御説明いたします。

議案第5号は、札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、市長に対し意見の申出を行うものです。

引き続き、概要とインデックスのついた資料を御覧ください。

各地方自治体では、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、専門的な知識経験を有する者を業務に従事させることが必要な場合に、任期を定めて採用することができる制度を設けており、本市においても同様の制度を設けております。

この制度において任用される職員のうち、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者は「特定任期付職員」に区分されます。特定任期付職員の具体例としては、民間企業経営手法の導入のための公認会計士を採用する場合や、訴訟施策、政策法務の充実強化のために弁護士を採用する場合などが想定されるところでございます。

教育委員会では、これまで特定任期付職員の任用実績はございませんが、当該条例において特定任期付職員の給与について定められているため、そのうちの期末手当について、人事委員会勧告を踏まえて必要な規定整備を行うものです。

具体的な改正内容は、議案第5号資料の条例案及び新旧対照表に記載されているとおりでございます。

議案第4号及び第5号についての説明は以上でございます。

議案第4号及び第5号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

議案第4号と第5号、いずれも人事委員会勧告に関わる給与の部分ですけれども、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

特定任期付職員は、教育委員会では実績がないのですけれども、他の部局では弁護士を任用している例があるようです。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号及び第5号についても、提案どおり決定させていただきます。

◎**報告第1号** 議会の議案についての市長への意見の申出について

○**檜田教育長** 続きまして、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の

申出に係る臨時代理について」です。

事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の丹尾でございます。

報告第1号、議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について、御説明いたします。

11月26日開会予定の第4回定例市議会におきまして、令和3年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育費予算も含まれることとなりました。

本来であれば教育委員会会議にお諮りをし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございましたが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、札幌市教育委員会事務委任等規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたので御報告させていただきます。

それでは、今回の補正予算案について御説明いたします。資料につきましては、報告とインデックスがついておりますページから2枚おめくりいただき、「令和3年度一般会計補正予算案について（項目別）」を御覧願います。

1枚目の資料は、これまで同様、補正予算を歳入歳出別に分け表記したものとなっておりますが、今回は補正項目が多岐にわたるため、各事柄、事業別に歳入歳出を表記いたしましたこちらの表にて御説明させていただきます。

まずは、「1 歳入歳出予算」の「(1) 職員費関係分」でございますが、こちらは、先の議案第4号にて御説明いたしました「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正」に伴い、その改正相当額を補正するものでございます。

当表中、歳入予算の「義務教育費国庫負担金」は、小・中学校等に勤務する教職員の給与費に係る特定財源である、義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく期末手当引下げに相当する額を減額補正するもの、その下、歳出予算の「職員費（教育職員関係分）」は、教育職員に係る給与費について、人事委員会勧告に基づく期末手当引下げに伴う所要額の減額補正を行うものでございます。

なお、この引下げによる不要額は5億9,390万円となりますが、教育職員に係る給与費については、総務局が所管する職員費に予算計上されておりますので、総務局において職員費予算の補正を行うこととなっております。

次に「(2) 就学援助」でございますが、こちらは当初予算で見込んでいた就学援助認定者数よりも800人程度が増加する見込みであることを受け、中学校教

育扶助費の不足が見込まれましたため、増額補正を行うものでございます。認定者数の増加理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による世帯の所得等の減少が影響しているものと考えられます。

なお、当表中の歳入「修学旅行費」につきましては、増額した就学援助中、生活保護受給者の修学旅行費に係る経費につきまして、国庫補助金の対象となっておりますため、その分の受入額の増額を行ったものとなります。

次に「(3) 指定管理費の見直し関係」を御覧ください。

歳入歳出予算の最後の項目となりますが、こちらは、3定補正の際にも補正いたしております指定管理施設に対する指定管理費の見直し関係となります。

3定補正では新型コロナウイルス感染症による見直し期間を令和3年7月上旬までとし、その間に発生した減収分を見直し経費の対象としておりましたが、今回の補正は、7月中旬以降10月中旬までを対象期間とし、その間に発生した減収分を踏まえ見直しを行った際の経費となります。

なお、今回の見直しによる経費も3定補正と同様に、全額「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となりますので、関連歳入につきまして、歳出同額分を受入額として増額しております。

次に「2 債務負担行為」でございますが、現在、札幌市では各学校が保護者や教職員から給食費を徴収し、食材費を支出するといった学校独自の会計で給食を運営しておりますが、教員の徴収業務に係る負担軽減のほか、給食費を支払う保護者の利便性の向上等を図るため、令和5年度から学校給食費を市の予算に計上するとともに、教育委員会において徴収管理を行っていく、いわゆる公会計化を行うことを予定しているところでございます。

この公会計化を行うにあたっては、令和4年度中に学校給食費を徴収、管理するためのシステムを構築する必要がございますが、この構築に要する期間等を勘案した結果、令和3年度内に構築に向けた事前準備が必要となるため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、報告第1号についての御説明を終わります。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については、以上とさせていただきます。

本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** 以上で、令和3年第17回教育委員会会議を終了いたします。